

特集 2 各地で判決や訴訟が相次ぐ

東京都の5年有期雇用をめぐる団体交渉拒否事件

本件に関しては、4月17日に研究会講座として取り上げ、そして4月24日に東京高裁の判決がありました。都労委から通算して4回目の判断ですが、いずれも労組側の完全勝利です。以下、判決後に発表された声明文を転載します。

東京都は直ちに団体交渉に応じるべき－東京都の控訴棄却判決についての声明

4月24日 東京公務公共一般労働組合、東京都消費生活相談員ユニオン、同弁護団

1 本日、東京高等裁判所第1民事部（福田剛久裁判長）は、東京都が国に対して提起した行政訴訟において、東京都に対して団体交渉応諾を命ずる中労委命令の取消を求める控訴を棄却する判決を下した。東京都の団体交渉拒否の違法が、都労委、中労委、東京地裁、そして、東京高等裁判所において四度断罪されることになる。

本件は、東京公務公共一般労働組合（以下「組合」という。）が東京都に対し、組合の分会である東京都消費生活相談員ユニオン（以下「ユニオン」という）の組合員である消費生活相談員の5年雇止め問題や賃下げ問題について団体交渉を求めたが、東京都が団交自体を拒否し、あるいは不誠実な団交をした事案である。これに対し、組合が都労委に不当労働行為救済申立てを行ったところ、都労委が東京都の不当労働行為を明確に認定し、組合が申し入れた要綱の規定する雇用期間更新及び消費生活相談員の次年度の労働条件についての団体交渉に誠実に応じなければならぬとの救済命令を発した。中労委も都労委の救済命令を全面的に支持して、東京都の再審査申立てを棄却し、東京地裁も東京都の取消請求を棄却していた。

東京高裁判決は、特に、「このように解さないと、上記のような労働者は、事実上継続的な雇用が行われているにもかかわらず、そのような雇用実態にふさわしい待遇を求めて労働組合が団体交渉を行う余地がなくなることになり、憲法28条が労働者に団体交渉その他の団体行動をする権利を保障した趣旨が損なわれるからである」との判断も行った。我々は、東京高裁判決を極めて正当なものとして高く評価し、歓迎する。

2 本件は、期待権侵害による損害賠償請求を認め画期的な中野区保育士事件東京高裁判決（2007年11月28日）に依拠して雇用の安定を求める労働組合の要求闘争が拡大することを怖れた

東京都が、時期を同じくして専務的非常勤職員設置要綱を改悪して5年雇止め制を創設したことに対する端を発する。本件の消費生活相談員（特別職の地方公務員）は1年更新を繰り返して10年、20年以上の長期に亘って65歳まで働き続けることが要綱上可能で、現に原則として65歳まで先輩が働き続けてきた。その雇用継続の期待を奪った5年雇止め制の撤廃とともに労働条件の向上を求めて相談員がユニオンを結成し、東京都に対し団体交渉を求めたが、東京都は組合及びユニオン否認の態度に出て団交拒否なし不誠実団交を行ったものである。

その後も組合は、東京都に対し賃金問題について団体交渉を求めたが、交渉権限のある総務局が一切出席しないため、2011年11月25日、団体交渉拒否事件として新たに都労委に不当労働行為救済申立てを行った。本年3月からは審問（証人尋問）に突入している。

3 労働者が労働条件その他の問題について使用者と交渉を行うことは憲法上保障されている権利であることはもちろん、公共サービスのため公務労働者が安定かつ充実した雇用にあるべきことは周知の事実であり、団交権の意義は極めて大きい。

本年3月末には5年雇止め制が初めて適用されたが、組合として一人の雇止めも許さない運動を続け、組合員を含めて雇用継続を希望する相談員全員の雇用継続を勝ち取った。しかし、5年雇止め制が存在する以上、毎年のように相当数の専務的非常勤職員の雇止めが危惧される。

我々は、東京都に対し、上告・上告受理申立をすることなく本判決を真摯に受け止め、直ちに総務局が組合との団体交渉に誠実に応じること及び5年雇止め制を撤廃することを求めるものである。

以上

吹田市で、武蔵野市訴訟に続き、義務付けを求める提訴

武蔵野市レセプト点検非常勤嘱託員雇い止め訴訟で、義務付けを求める訴訟に挑戦したが、認められないという司法判断だった。しかし、2007年の行政事件訴訟法改正以降、請求の趣旨とした訴訟は数少なく、提訴する意味は十分にある課題となっている。

そういう意味では、今回の吹田市訴訟は注目される。

私たちとしては、吹田市訴訟の弁護団にも呼びかけ、義務付け訴訟の合同研究会を開催し、裁判闘争の進展をめざすこととしている。以下は、訴訟代理人による提訴報告文の転載である。

1 事案の概要

(1) 吹田市の非常勤職員として、21年ないし25年間継続して働いてきた原告らが、長年、正職員と同様に公務に真摯に従事してきた職員を、非正規公務員であるという理由のみで使い捨てにしてよいのかが実質的な争点となる。

(2) 当事者

- ①原告 ・原告Aさん。昭和62年6月1日採用。障がい者を対象としたデイサービス事業（後に生活介護事業）に従事。吹田市立総合福祉社会館（昭和62年4月1日開館）内で勤務。
- ・原告Bさん。平成3年10月1日採用。高齢者ないし障がい者を対象としたデイサービス事業（後に生活介護事業）に従事。勤務場所は同じ。

- ②被告 ・吹田市

(3) 雇い止め（再任用拒否）の理由

平成24年10月1日から総合福祉社会館生活介護事業を民間委託するため

2 本件事案の特徴

(1) 正職員と同様に働いてきた非常勤職員を差別的に雇止め（再任用拒否）したもの

①吹田市は非常勤職員を常勤職員（正職員）と同様に使用してきた。非常勤職員が恒常的・中核的な職務（公務）に従事してきた。非常勤職員の担当業務が廃止される場合にも配置転換が行われてきた。非常勤職員にも経験年数加算があり、60歳を超えて就労を継続するなどの待遇を受けてきた。更新手続は形骸化していた。このような状態で原告らは約21年ないし25年間継続して働いてきた。

②にもかかわらず、吹田市は、正職員については他部署に配置転換し、非常勤職員はその努力も行われず雇止め（再任用拒否）にした。

(2) 吹田市自らが脱法行為を行いながら、これをを利用して雇止め（再任用拒否）したもの。

①吹田市は使い勝手のよい労働力として脱法的に非常勤職員を利用してきた。

・平成24年4月1日現在、吹田市の正規職員3018人に

対し、非常勤職員609人、臨時雇用員1436人とされている。近時は、正規職員・非常勤職員を減らし、さらに雇用条件の悪い臨時職員への置き換えが進んでいる。

・しかし、原告らのような非常勤職員や臨時職員はそもそも法律上予定されていない。公務員は期間の定めなく任用することが原則であり、臨時の・一時的な職務に従事する場合しか、非常勤職員・臨時職員の採用は認められない。②にもかかわらず、吹田市は、脱法的に利用してきた期間雇用（任用）という形式を利用して雇止め（再任用拒否）を行った。

(3) 吹田市は、原告らが公務員であるということから、原告らの生活・権利に配慮することなく、漫然と雇止め（再任用拒否）をした。

①民間であれば、本件のような雇止めは、労働契約法18条（平成25年4月1日以降は19条）により、許されることは明らかである。

しかし、過去の裁判例では、公務員は「任用」という法形式をとっており、契約に関する規制は適用されないと考え方がとられている。

②そこで、吹田市は、この過去の裁判例に依拠して、公務員の雇止め（再任用拒否）には何ら法的な制約はないという立場で、これを回避するための努力をほとんど行うことなく、漫然と雇止め（再任用拒否）を行った。

3 本件裁判の法的意義

(1) 原告のような実質的にみて法律上の根拠がなく、脱法的に就労する（法の谷間にある）非正規公務員が、公務職場の多くの部分を占めるに至っているが、これが放置されてきたことにより、民間の労働者よりも権利が保護されない実態にある。

本件裁判は、この実態を告発することにより、実態に即した妥当な権利保護の枠組みを求めるものである。

(2) 近時、このような非正規公務員の権利保護に関しては、その実態に即して常勤職員と同様に判断すべきとの裁判例が現れている（一時金・退職金の支給について）。

本件裁判は、非正規公務員の雇止めに関しても、法の谷間にある非常勤職員については、その実態に即した規制を設けるよう求めるものである。

(3) 本件裁判では、平成19年の行政事件訴訟法改正で新設された「義務づけ訴訟」を行っている。再任用拒否の事案での訴訟はあまりなく、本件裁判によって、同種事案に申し司法救済がなされるよう求めるものである。

大阪市北区西天満6-2-11
第一住建梅ヶ枝町ビル2階 関西合同法律事務所
電話 06(6365)8891
FAX 06(6365)5223

弁護士 河村 学

資料分析その1

2012年総務省「臨時・非常勤職員実態調査」から見えるもの —2008年調査と比較して—

2013年4月1日、総務省は「臨時・非常勤職員に関する調査結果」を公表した。

今回の調査は2005年、2008年に続くもので、「1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上、任用期間6ヶ月又は6ヶ月以上」の臨時・非常勤職員を対象としている。

調査実施の背景は、直接的には当時の川端総務大臣が「(臨時・非常勤職員の任用と処遇に関して)この問題をきわめて重要であると考えている。あらためて実態の把握を行い、任用と処遇の在り方について幅広く検討を加速させていきたい」(2012年8月28日、参議院総務委員会)との答弁をうけたものだが、その前段で行った全国署名や院内・外のいわゆる「見える化」の運動の積み重ねによるものといえる。

2008年調査と比較しながら、本調査結果について検討してみたい。

設問は基本的に2008年調査を踏襲したものとなっているが、2012年では、新たな設問に「代表的な職種別の同一人の長期任用事例」が加わる一方で「報酬・給料の設定の考え方」の項目が「報酬の基本額の設定の考え方」に変更され、その選択肢から「前年単価を基礎に必要に応じて改定」が消えた。

特に「事務補助職員の休暇の状況」の調査項目に「教育訓練」と「福利厚生施設の利用」が加わり、「事務補助職員の報酬及び費用弁償等の状況」の「給料(常勤職員の場合:臨時・非常勤でフルタイム職員の初任時適用額)」が公表されていない点などは、パート労働法の改定を意識したものと思われることから注目したい。

さらに、都道府県・政令市の人事担当課に意見を求めた「任期の定めのない短時間勤務職員制度が導入された場合における課題」については、公表されていない。その点も含め、今後「我が自治体当局がどのように答えていくか」を明らかにしていく取り組みが重要となってくるであろう。

総数の変遷と任用根拠・法的位置づけ、任用更新の制限や長期任用の実態などの調査結果概要は次のとおりである。

<全地方公共団体の「臨時・非常勤職員」の数>

603,582人(2013年4月1日現在) 2008年調査では、約50万人であり、4年間で10万人も増えたことになっている。短時間勤務職員も対象にした自治労調査では、70万人(推定)としており、臨時・非常勤職員は全国で「70万人以上存在する」ことは間違いないだろう。

<任用根拠・法的位置づけ>

特別職非常勤職員(法3条3項3号) 231,209人(全

体の38.3%)、一般職非常勤職員(法17条) 127,390人(21.1%)、臨時的任用職員(法22条2項・5項) 244,983人(40.6%)である。任用根拠・法的位置づけに関して、全体としては2008年調査とほぼ同様結果と思われる。

特別職非常勤職員では「その他」を除くと、一般事務職員が54,723人もおり、保育士等が22,912人と続く。一般職非常勤職員では、同一職種内構成比では給食調理員が31.8%と目立っている。臨時的任用職員では、一般事務職員が62,189人と一番多く、そのうちフルタイム職員が36,035人57.9%を占めている。保育士や教員・講師でもフルタイム職員が過半数以上となっている。

<更新回数制限の変化>

臨時・非常勤職員の多くを抱えている都道府県・政令市を除く市町村で2008年と比べると、「再度任用の可否」については、一般職非常勤で不可能団体が59団体から187団体と極端に増えた。その多くは給食調理員職種である。「再度任用回数の制限」では全体的には増加傾向にあり、とくに一般職非常勤の増加が目立つ。上限回数は特別職非常勤職員・一般職非常勤職員は4回が多く、フルタイム職員が多くいる臨時的任用職員では1回が圧倒的である。

ところで、今回の調査では、更新回数制限が自治体の大勢ではないことがはっきりした。このことを捉えて離さず、2013年4月から改正労働契約法の「有期労働者の無期転換(同法18条)」「合理的な理由がない場合の雇止めの規制(同法19条)」が民間労働者に適用されている情勢を踏まえて、改正を悪用させない取り組みを早急に行う必要がある。

<職種別同一人の長期任用事例>

今回は「概ね10年以上を越えて」「繰り返し任用」している団体を初めて調査した。非常に重要な情報であり、全自治体では「事務補助職員444、看護師206、保育士400、給食調理員342、清掃作業員102、消費生活相談員82団体」となっている。この結果の分析と教訓化、それを拡大していく運動が求められている。

2012年調査結果では、以上のほかに「臨時・非常勤職員を活用する理由」「代表的な職種別勤務時間、勤務日数」「事務補助職員の報酬、費用弁償」「休暇等(福利厚生の一部含む)」の項目もあるが、紙面の関係から次回の検討としたい。

*編集部註:筆者は4つの表を作成しているが、紙面の都合で割愛しました。

山下弘之(会員)

NPO法人官製ワーキングプア研究会の掲示板

<理事上林陽治理事が岩波ブックレットから新刊>

『非正規公務員という問題 問われる公共サービスのあり方』

地方自治体の役割は「住民の福祉の増進を図ること」(地方自治法第1条の2)にある。この役割を達成するため、地方自治体は公務員を雇用する公共サービスを提供する。だがその担い手である地方公務員の3人に1人は、働き続けても、独立して生活を設計することができない賃金や報酬しか支払われず、常に雇止めの危機に晒されている不安定雇用の非正規の公務員である。

いまや「住民の福祉の増進」という地方自治体の役割は、「福祉の増進」から排除された者によって達成がめざされている。

公共サービスの受け手であり利用者である住民は、こうした事態が急速に進行していることに気づいていない。多くの非正規公務員が、従前と変わらない量と質の公共サービスを提供しているからである。ましてや非正規公務員がどのような仕事を担い、役割を果たし、責任を担っているかについて知る由もない。

私たちが暮らす日本社会は貧困を内包する格差社会である。この是正には、所得を再分配して暮らしのセイフティー・ネットとなる公共サービスの機能を回復しなければならない。その再生は、公共サービスの主要な担い手となった非正規公務員をどうしていくのかに懸かっている。(「はじめに」から)

目次／第一章：「定数内臨時教員」という世界／第二章：DV被害者に寄り添う「婦人相談員」／第三章：生活保護行政と非正規ケースワーカー／第四章：非正規公務員という問題／第五章：問題解決にむけた実践と課題／終章：非正規公務員、おわりのはじまり

本書執筆にあたり、私は多くの方々にお会いし、お話を聞き、調査を繰り返しました。

知れば知るほど、人々の暮らしを支える非正規公務員の姿と、それが「限界労働」に達しつつある現状と、正規と非正規の間の深まる溝に、何度も立ち尽くしました。非正規公務員とはどのような存在なのかを知ることからはじめてみよう。そして、なぜこうなったのか、どうしたらいいのかを順々と考えていこう。これが本書執筆のきっかけです。

(上林)

<2013年度定期総会開催のご案内>

○日時 5月21日(火)午後6時30分開会

○会場 たんぽぽ舍4階「スペースたんぽぽ」(水道橋駅下車)

〒101-0061千代田区三崎町2-6-2ダイナミックビル4F

TEL: 03-3238-9035

*総会は正会員、賛助会員が出席されますが、会員以外の方の傍聴も自由です。発言権、決議権はありませんが、この機会に加入をご検討ください。そして、総会終了後に記念特別シンポジウムを開催します。参加費無料。おおむね、午後7時15分頃から開始する予定です。

○特別シンポジウム 当会理事および理事候補3人による「豪華」シンポです。

トーク1 竹信三恵子「労働契約法改訂の現場から」

トーク2 山下弘之「総務省、自治労2012年非正規公務員調査を読む」

トーク3 上林陽治「非正規公務員という問題～問われる公共サービスのあり方」

<ソウル市雇用・委託非正規労働者の正規職転換に関する調査>

民主派弁護士(民弁)で、市民運動(参与連帯)出身の朴元淳(パク・ウォンスン)市長が進める重点政策の一つに、ソウル市公共部門の非正規職の正規職転換がある。実際、昨年から今年にかけて段階的に転換が始まっている。

そこで、ソウル市調査を実施し、日韓の自治体人事政策比較を含めた検討を行うことにした。

調査は6月9~11日、当会理事を中心に実施するが、希望される方がいればご連絡いただきたい。(若干名同行可能)

<会の活動報告>

●春の講座を開催

4月17日(水)午後6時30分~8時15分、東京しごとセンター(飯田橋)で、「東京都における雇用年限導入をめぐる団体交渉拒否事件に関する労働委員会(都労委、中労委)および東京地裁の判断」をテーマに講座を開催し、20名が参加しました。報告は、東京都消費生活相談員ユニオン玉城分会長、同弁護団小部弁護士、東京公務公務一般労組白神副委員長の3名の方にしていただきました。

当日のレジメ、資料それに24日の東京高裁判決関連資料などを希望される方は、ご連絡ください。実費でお送りいたします。

●2013年度第1回理事会を開催

4月9日(火)午後6時30分から、標記理事会を開催しました。出席理事5名、監事2名。

事業報告に続き議題として、①2013年度総会の開催(事業報告、決算、監査、事業計画、理事の追加などの議案を検討)、②レポート第6号の企画、③大阪での交流集会&研究会開催の検討、④韓国ソウル市調査、⑤その他

<編集後記>

会としてスタートしたのが2011年11月、NPO法人成立が1年4月ということで、活動を開始して1年半が過ぎました。

わずか1年半ですが、非正規公務員や公共サービス労働者に関わる動きは活発です。特に今回の大特集で取り上げた訴訟関係の動きが多くなっています。しかし、その訴訟の有効な活用や網羅的な検討、研究は必ずしも十分とは言えません。

私たち研究会の役割、存在意義はここにあり、研究、検討を今年度の重点事業にします。そしてもうひとつは、課題の社会化です。NPOとして、垣根を超えた社会運動の構築は十分可能です。それをいっそう進めたいと思っています。

(白石)

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2013年5月・創刊第6号(通巻6号)

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号(JR・東京メトロ四ツ谷駅)

携帯電話：090-2302-4908/FAX：03(3891)9381/電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：<http://kwpk.web.fc2.com/>

定価 1部200円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記に省略する場合があります。